



## 埼玉県高等学校等奨学金のお知らせ



埼玉県では、高等学校等(県内・県外を問いません)に通う生徒を対象に奨学金制度を設けています。

- ・高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度です。
- ・この奨学金は貸与です。高等学校等卒業後に生徒本人が必ず返還しなければなりません。
- ・連帯保証人は不要で、中学3年生時に申し込むと高校進学前に借り入れができます。

### ○対象者

次のすべての要件に該当する生徒が対象です。

- ・高等学校等に在学する生徒または進学予定の中学校3年生であること
- ・保護者等が埼玉県内に居住していること
- ・品行方正で学習意欲があり(※1)、経済的理由により修学が困難(※2)であること

※1 在学校の校長から推薦を受ける必要があります。

※2 所得基準：4人世帯(夫婦片働き(給与収入のみ)、高校生1人(16歳以上)、中学生1人)の場合、世帯年収は約830万円以下が目安

### ○貸与額

奨学金の貸与額は、下記の金額から生徒本人が選択します。

区分	月額奨学金	入学一時金
国公立高等学校等	① 15,000円/月	① 50,000円
	② 20,000円/月	② 100,000円
	③ 25,000円/月	
私立高等学校等	① 20,000円/月	① 100,000円
	② 30,000円/月	② 250,000円
	③ 40,000円/月	



### ○返還について

返還期間：高等学校等卒業後4年6か月経過後から12年間

利息：無利子(ただし、滞納した場合には遅延損害金の支払義務が生じます。)

### ○募集時期と申請方法

募集時期によって貸与を受けられる時期が異なります。貸与を希望する場合は、いずれかの募集期間内に、在学する中学校(進学後は進学先の高校等)から申請の案内を受け取り、案内に記載の提出先まで必要書類(申請書・課税証明書・戸籍謄本等)を提出してください。

募集時期	貸与方法	貸与時期
令和6年11月～7年1月 (中学3年生時申請)	2回に分けて貸与	前期：令和7年2月下旬以降(入学一時金・月額奨学金6カ月分)
		後期：令和7年10月以降(月額奨学金6カ月分)
令和7年4月 (高等学校等入学後申請)	一括で貸与	一括：令和7年6月下旬以降(入学一時金・月額奨学金12カ月分)

※このお知らせは令和6年10月現在の内容です(令和7年度は変更の可能性があります)。

### お問い合わせ先

埼玉 高校 奨学金



埼玉県教育局 教育総務部 財務課 授業料・奨学金担当  
TEL: 048-822-5670 FAX: 048-833-0497  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1



奨学金  
について詳しくは  
こちらから